

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

町内における廃食油の回収及び資源化事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

篠栗町長 三浦 正



1 事業概要

(1) 事業名

廃食油の回収及び再資源化事業

(2) 事業目的

町内から排出される廃食油を資源として回収し、バイオ燃料等へ再利用することで、二酸化炭素排出量の削減および住民の環境意識の向上を図ることを目的とする。また、受注者と連携協定を締結し、持続可能な資源循環モデルを構築する。

(3) 業務内容

町と連携協定を締結し、町内の廃食油の回収及び再資源化を行う。

(4) 業務期間

協定締結日の翌日から令和11年3月31日まで

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 本町から指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
(ア) 法人のすべての役員(以下「役員」という。)が暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(イ) 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑥ 廃食油の回収事業に関して、他市町村や団体から受託した実績があるもの。

3 選考方法

上記の参加資格を満たしている本プロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続き等

(1) 実施要領、仕様書、その他書類の交付

本町ホームページで公開する。手続き(質疑や申込等)を行う場合は、詳細書類の内容を必ず確認すること。

(2) 質疑

仕様書、実施要領、協定書案に対して質疑がある場合は、下記書類を提出すること。

① 提出書類

(ア) 質疑書

(イ) 資格確認書

② 提出方法

提出先(問合せ先)に電子メールにて提出すること。

③ 最終提出期限

令和8年3月25日(水) 17時00分

④ 回答方法

本町ホームページにて令和8年3月27日(金)までに随時回答する。

※提出書類及び提出方法等の質疑に関する詳細は、実施要領「6 質疑・応答」を確認すること。

(3) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データ(PDF 又は Word)で提出すること。

① 提出書類

(ア) 企画提案書等

(イ) 資格確認書

※本町が必要と認める場合には、その他の資料を追加で求めることがある。

② 提出方法

提出先(問合せ先)に電子メールにて提出すること。

③ 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日(火) 17 時 00 分

※提出書類及び提出方法等の参加申込に関する詳細は、実施要領「7 参加申込の手続き」を確認すること。

(4) 提出先(問合せ先)

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室(担当:松田、相場)

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号

T E L 092-405-0583

E-mail zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

① 実施日 4 月初旬～中旬

② 実施方法 対面にて行う ※詳細は後日連絡

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

(7) その他

① 失格となる企画提案書

企画提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

② その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(ウ) すべての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等を必ず確認すること。